

一般財団法人

宮城県建築住宅センター からのお知らせです。

平素は、当センターにご厚情をいただき心より御礼申し上げます。

この度、別表のとおり、遠隔地における中間検査及び完了検査につきまして
気仙沼市の検査手数料の出張費を改正することといたしました。（裏面参照）

今後とも引き続き、安全・安心な住まいづくり、まちづくりに貢献するとともに、お客様へのサービス向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

●問い合わせ先

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

□本部 Tel. 022-262-1541

□県北事務所 Tel. 0229-29-9177

別表

中間検査・完了検査の出張費

区分	市町村	地域	出張費	施行日
1 (離島)	石巻市	田代浜、網地浜、長渡浜、 鮎川浜金華山	30,000円	平成31年 4月1日
	女川町	江島、出島		
	塩竈市	浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、 浦戸野々島、浦戸朴島		
2	気仙沼市		15,000円	
	石巻市	大原浜、給分浜、十八成浜、小湊浜、小 網倉浜、清水田浜、泊浜、 新山浜、前網浜、谷川浜、寄磯浜、 大谷川浜、鮫浦、鮎川大町、 鮎川浜丁、鮎川浜		

運用基準

- 1 半壊(石巻市は大規模半壊)以上のり災証明書がある住宅及び災害公営住宅は、出張費を免除する。
- 2 確認検査と瑕疵担保保険検査、適合証明(フラット35)、災害復興融資住宅若しくはすまい給付金検査が同時検査の場合は、出張費を免除する。
- 3 上記1, 2を除き、申請者(代理者を含む)及び検査日が同一の検査物件が、表に示す区分の市町村の同一地域に複数ある場合は、2件目から出張費を免除する。